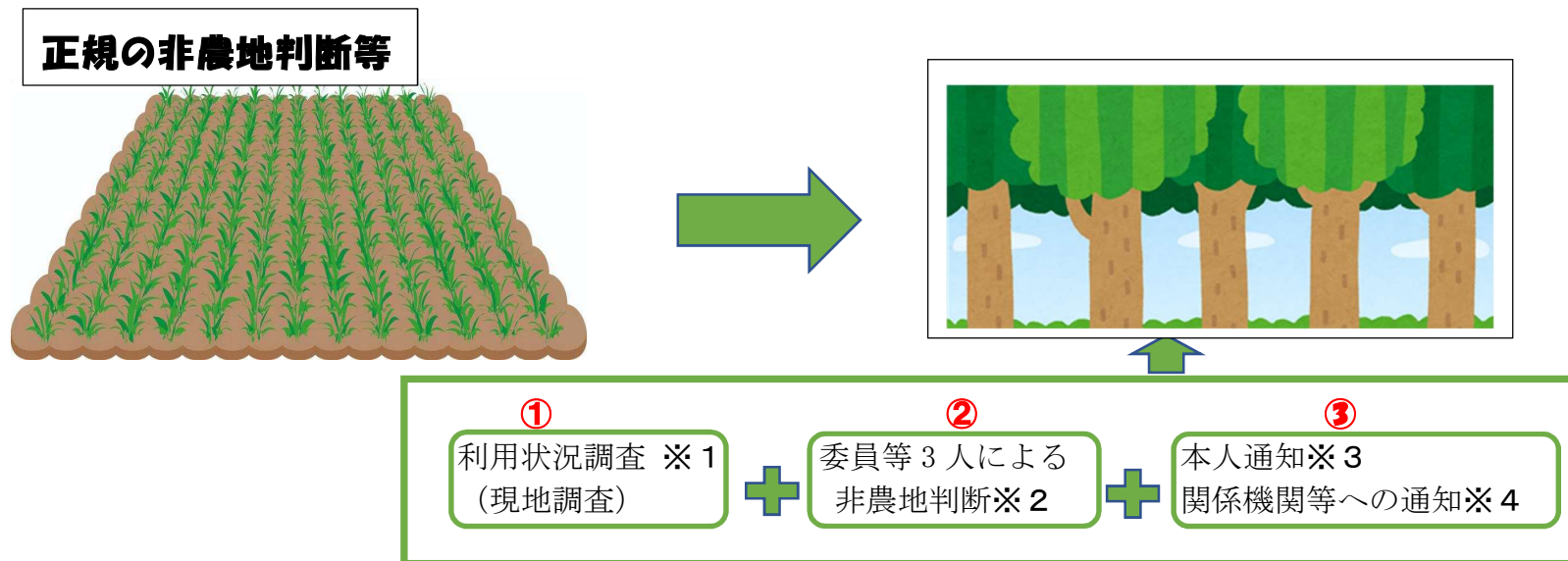


非農地判断の徹底について(令和3年4月1日付け2経営第3505号農林水産省経営局農地政策課長通)

【令和4年度から行う過去に非農地扱いとした土地等の非農地判断の実施】

農地台帳の現況地目が農地である土地が、森林等のようにになっている場合は、非農地判断をして農地台帳の現況地目を非農地としなければなりません。



※1 利用状況調査は、農地利用最適化推進委員一人が、農地台帳の農地を対象に毎年度行うことになっています。

翌年度に利用状況調査をする農地＝今年度の利用状況調査－（マイナス）非農地判断をして非農地とした土地

※2 非農地判断は、農業委員及び農地利用最適化推進委員による3人が、農地であるか否かを判断します。

※3 本人通知には、非農地判断前の通知と判断結果の通知があります。

※4 関係機関等は、山口県、山口地方法務局周南支局、課税課等です。

令和2年度までの非農地扱いとした農地等についての取組

令和2年度までは、①の利用状況調査のみで、翌年度から利用状況調査をせず非農地扱いをした農地等があります。

これらの農地等について、令和4年度から、農業委員や農地利用最適化推進委員による現地確認による②非農地判断と、③本人通知及び関係機関等への通知など、必要な手続きを補完し、その適正化に努めていきます。